

今治市が発注する建設工事にかかる下請契約の注意事項について

平成 30 年 12 月 12 日改定

今治市契約課

今治市が発注する建設工事にかかる下請契約について、つぎのことについて注意してください。

1 一括下請負の禁止

「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の規定により、公共工事の一括下請負（丸投げ）は禁止されています。また、平成 28 年 10 月 14 日付で国土交通省から「一括下請負の判断基準の明確化」に関する通知が発出され、一括下請負の禁止の更なる徹底が図られています。

現場代理人、主任技術者及び監理技術者を適切に配置し、工事全体の的確な施工を確保するようにしてください。

(1) 一括下請負とは

元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

(2) 「実質的に関与」とは

元請・下請が、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には別紙「実質的関与について元請・下請が果たすべき役割」のとおりです。

(3) 単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないこととなります。

2 下請のルールについて

指名停止業者及び相指名業者（同一の一般競争入札及び指名競争入札へ参加した業者。入札を辞退した業者も含む。）への下請は禁止します。

下請契約（再下請、資材購入も含む）において、契約の相手方が暴力団員等であると認められる場合、契約を解除できる規定を設けて契約しなければなりません。また、契約の相手方が暴力団員等であると認められる場合は、契約を解除しなければなりません。

3 雇用の確保及び市産出資材について

- 元請負人は、下請負人及び労働者の雇用について、地元下請負人を積極的に雇用するよう努めてください。
- 元請負人及び下請負人が工事に使用する資材等は、県産品愛用運動推進の一環として、規格、品質、価格等が適正である場合は、市内において製造産出される資材を使用するよう努めてください。また、これに該当するものがない場合は、市内業者が販売するものを優先使用するよう努めてください。

4 下請にかかる提出書類について

- 下請契約締結後、状況報告のため、「下請施工について（通知）」を現場監督員に提出してください。
- 詳細については、契約課工事検査室ホームページ（下記掲載箇所）に掲載の「下請通知書等の取扱について」をご確認ください。

【掲載箇所】

今治市契約課ホームページトップ ⇒ 2 主な業務内容 ⇒ (3) 工事検査室 ⇒ 『請負工事の提出書類に関する事』 ⇒ 『下請通知書等の取扱について』

5 その他

下請契約に関して不明な点があれば、現場監督員及び契約課工事契約係へお問い合わせください。